

「国際観光旅客税法取扱通達」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>1～7 (同左)</p> <p>8 附則 <u>(平成30年法律第16号) 第2条</u> (特別徴収に係る国際観光旅客税に関する経過措置) 関係</p> <p>9 附則 <u>(平成30年法律第16号) 第6条</u> (日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正) 関係</p> <p>10 附則 <u>(平成30年法律第16号) 第9条</u> (租税特別措置法の一部改正) 関係</p> <p>11 <u>附則 (令和8年法律第12号) 第22条 (国際観光旅客税法の一部改正に伴う経過措置) 関係</u> <u>(削除)</u></p> <p>1～4 (省略)</p> <p>5 第15条 (税率) 関係</p> <p>(「出国一回につき」の意義)</p> <p>国際観光旅客税は、国際船舶等による本邦からの出国に対して課されるものであるから、例えば、クルーズ船により本邦の港から出国し、外国の港に寄港後、再び本邦の他の港に寄港して出国する場合など、同一の者が2回出国した場合には、その出国ごとに、国際観光旅客税が課されることとなるので留意する。</p>	<p>目次</p> <p>1～7 (同左)</p> <p>8 附則第2条 (特別徴収に係る国際観光旅客税に関する経過措置) 関係</p> <p>9 附則第6条 (日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正) 関係</p> <p>10 附則第9条 (租税特別措置法の一部改正) 関係</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>11 様式</u></p> <p>1～4 (同左)</p> <p>5 第15条 (税率) 関係</p> <p>(「出国一回につき」の意義)</p> <p>国際観光旅客税は、国際船舶等による本邦からの出国に対して課されるものであるから、例えば、クルーズ船により本邦の港から出国し、外国の港に寄港後、再び本邦の他の港に寄港して出国する場合など、同一の者が2回出国した場合には、その出国ごとに、<u>千円</u>の国際観光旅客税が課されることとなるので留意する。</p>

改正後	改正前
<p>6・7 (省略)</p> <p>8 附則<u>（平成30年法律第16号）</u>第2条（特別徴収に係る国際観光旅客税に関する経過措置）関係</p> <p>9 附則<u>（平成30年法律第16号）</u>第6条（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）関係</p> <p>10 附則<u>（平成30年法律第16号）</u>第9条（租税特別措置法の一部改正）関係</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>（大使等が免税で出国する場合の手続）</p> <p>4 租特法第90条の16第1項の規定により大使等が免税で出国する場合に必要な手続は、次による。</p> <p>(1) 大使等は、外務省に対して租特規則第40条の8第1項に規定する証明書として別紙様式1「免税カード」の交付申請を行い、当該免税カードの交付を受ける。</p> <p>(2) 大使等は、当該免税カードを国際旅客運送事業を営む者に提示（旅行者等を経由する場合を含む。）するとともに、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）（以下「租特令」という。）第51条の6第1項に規定する書類である別紙様式2「外国公館等用国際観光旅客税免税出国表」に必要事項を記載して、当該出国表を当該国際旅客運送事業を営む者に提出（旅行者等を経由する場合を含む。）する。</p>	<p>6・7 (同左)</p> <p>8 附則第2条（特別徴収に係る国際観光旅客税に関する経過措置）関係</p> <p>9 附則第6条（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）関係</p> <p>10 附則第9条（租税特別措置法の一部改正）関係</p> <p>1～3 (同左)</p> <p>（大使等が免税で出国場合の手続）</p> <p>4 租特法第90条の16第1項の規定により大使等が免税で出国する場合に必要な手続は、次による。</p> <p>(1) 大使等は、外務省に対して租特規則第40条の8第1項に規定する証明書として別紙様式15「免税カード」の交付申請を行い、当該免税カードの交付を受ける。</p> <p>(2) 大使等は、当該免税カードを国際旅客運送事業を営む者に提示（旅行者等を経由する場合を含む。）するとともに、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）（以下「租特令」という。）第51条の6第1項に規定する書類である別紙様式16「外国公館等用国際観光旅客税免税出国表」に必要事項を記載して、当該出国表を当該国際旅客運送事業を営む者に提出（旅行者等を経由する場合を含む。）する。</p>

改正後	改正前
<p>(国賓等が免税で出国する場合の手続)</p> <p>5 租特法第90条の16第2項の規定により国賓等が免税で出国する場合に必要な手続は、次による。</p> <p>(1) 国賓等は、在外公館又は外務省から、租特規則第40条の8第3項に規定する本邦から出国する者が国賓等に該当することを在外公館の長又は外務省大臣官房儀典総括官が証する書類である別紙様式3「国際観光旅客税免税に関する国賓等証明書」の交付を受ける。</p> <p>(2) 国賓等は、当該証明書を国際旅客運送事業を営む者に提出(旅行者等を経由する場合を含む。)する。</p> <p>6 (省略)</p> <p>11 <u>附則(令和8年法律第12号)第22条(国際観光旅客税法の一部改正に伴う経過措置)関係</u></p> <p><u>(「令和8年7月1日前に締結された運送契約」の意義)</u></p> <p>1 <u>所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号。以下「令和8年改正法」という。)附則第22条第1項に規定する「令和8年7月1日前に締結された運送契約」に該当するかどうかは、国際観光旅客等と国際旅客運送事業を営む者との間における運送契約が成立した日を基準に判断する。</u></p> <p><u>したがって、国際観光旅客等が、旅行者等との間で旅行契約を締結した場合における当該契約日とは異なることに留意する。</u></p> <p><u>(「出国の日を定めた」の意義)</u></p> <p>2 <u>令和8年改正法附則第22条第1項に規定する「令和8年7月1日前</u></p>	<p>(国賓等が免税で出国する場合の手続)</p> <p>5 租特法第90条の16第2項の規定により国賓等が免税で出国する場合に必要な手続は、次による。</p> <p>(1) 国賓等は、在外公館又は外務省から、租特規則第40条の8第3項に規定する本邦から出国する者が国賓等に該当することを在外公館の長又は外務省大臣官房儀典総括官が証する書類である別紙様式17「国際観光旅客税免税に関する国賓等証明書」の交付を受ける。</p> <p>(2) 国賓等は、当該証明書を国際旅客運送事業を営む者に提出(旅行者等を経由する場合を含む。)する。</p> <p>6 (同左)</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>に本邦からの出国の日を定めたもの」とは、同日前に締結された運送契約において具体的な出国の日を定めたものをいうのであるから、例えば、次のような場合にはこれに該当しないのであるから留意する。</u></p> <p><u>(1) いわゆるオープンチケットや回数券のように、出国日を定めずに運送契約を締結し令和8年7月1日以後に出国日を定める場合</u></p> <p><u>(2) 令和8年7月1日以後に出国日を変更する場合</u></p> <p><u>(削 除)</u></p>	<p>11 様式</p> <p><u>国際観光旅客税に関する届出等の様式については、別紙のとおり定めたのでこれにより取り扱われたい。</u></p>

改正後

改正前

(削除)

別紙様式2

国際観光旅客税過誤納額還付請求書

還付請求者 税務署長殿	年 月 日	(住所又は居所) (〒 -) (電話番号 - -) (氏名又は名称及び代表者氏名) (個人番号又は法人番号) ↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。										
	下記のとおり国際観光旅客税の過誤納額の還付を請求します。											
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th rowspan="2">還付を受けようとする過誤納額</th> <th colspan="3">納付年月日及び納付金額</th> </tr> <tr> <th>納付年月日</th> <th>納付月分</th> <th>納付金額</th> </tr> <tr> <td>円</td> <td>年 月 日</td> <td>年 月分</td> <td>円</td> </tr> </table>		還付を受けようとする過誤納額	納付年月日及び納付金額			納付年月日	納付月分	納付金額	円	年 月 日	年 月分
還付を受けようとする過誤納額	納付年月日及び納付金額											
	納付年月日	納付月分	納付金額									
円	年 月 日	年 月分	円									

税務署提出用

過誤納となった理由	(銀行等への振込) 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所 預金 口座番号
	(ゆうちょ銀行の貯金口座への振込) 貯金口座の 記号番号
	(郵便局等の窓口受取り)
参考事項	

※税務署整理欄	整理番号		通信日付印	年 月 日	確認	入力	
	起案	年 月 日	決 署長	副署長	統括官	担当者	
	決裁	年 月 日	裁				確認者
	番号確認	身元確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()			

注意 1 過誤納が生じた事実を記載した帳簿書類の写しを添付してください。
 2 ※欄は、記載しないでください。

改正後

改正前

(削除)

別紙様式 4

国際旅客運送事業開始・休止・廃止届出書

 収受印				
届出者 税務署長殿	年 月 日	(住所又は居所) (〒 -)		
		(電話番号 - -)		
		(氏名又は名称及び代表者氏名) (フリガナ)		
		(個人番号又は法人番号) <small>↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。</small>		
下記のとおり国際観光旅客税法第19条第__項の規定により届出します。				
納税地				
開始の日 年 月 日	(国際旅客運送事業を開始した日又はその開始予定日)	(国内に事務所等を有することとなった日)		
休止、廃止の年月日・期間	(休止期間) 年 月 日 年 月 日	(廃止年月日) 年 月 日 <input type="checkbox"/> 国際旅客運送事業の廃止 <input type="checkbox"/> 国内にある事務所等の廃止		
休止の理由				
国際旅客運送事業において使用する出入国港	所在地	名称	※書ききれない場合には、通宣別紙を使用	
参考事項				
※税務署 整理欄	整理番号	番号 確認 身元 確認	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()	
	入力整理	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	

税務署提出用

- 注意 1 不要な文字は二重線で、不要の欄は斜線で抹消してください。
- 2 「開始届出書」として提出する場合には、「国際旅客運送事業を開始した日又はその開始予定日」欄又は「国内に事務所等を有することとなった日」欄の該当するいずれかにその日付を記載してください。
- 3 個人事業者の方がこの届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
- 4 ※欄は、記載しないでください。

改正後

改正前

(削除)

別紙様式5

国際旅客運送事業の承継の届出書

(収受印)			
届出者 税務署長殿	年月日	(住所又は居所)(〒 -)	
		(電話番号 - -)	
		(氏名又は名称及び代表者氏名) (フリガナ)	
		(個人番号又は法人番号) ↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。	
下記のとおり、相続(法人の合併)により、国際旅客運送事業を承継しましたので、 国際観光旅客税法第19条第__項の規定により届出します。			
被相続人	(住所)(〒 -)	(氏名) (フリガナ)	(続柄)
	(被相続人がした国際旅客運送事業の開始年月日) 年 月 日	(相続開始年月日) 年 月 日	
被合併法人	(住所)(〒 -)	(名称) (フリガナ)	
	(被合併法人がした国際旅客運送事業の開始年月日) 年 月 日	(合併登記年月日) 年 月 日	
摘要			

税務署提出用

※ 税務署 整理 欄	承継人の 整理番号		通信 日付印	年 月 日	番号 確認	確認書類 個人番号カード/ 通知カード・運転免許証 その他 ()
	整理番号		確認	入力	身元 確認 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	

- 注意
- 1 不要の文字は二重線で、不要の欄は斜線で抹消してください。
 - 2 承継の事実を証する書類を添付してください。
 - 3 個人事業者の方がこの届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分にご注意ください。
 - 4 ※欄は、記載しないでください。


改正後

改正前

(削除)

別紙様式 6

国際観光旅客税納税地特例承認申請書

 収受印		
年 月 日 税関長殿	申 請 者	(住所又は居所)(〒 -) (電話番号 - -) (氏名又は名称及び代表者氏名)(フリガナ) (納税管理人) (電話番号 - -)
	下記のとおり国際観光旅客税法第13条第1項ただし書の規定による承認を受けたいので申請します。	
	納税地として承認を受けようとする場所	(所在地)(〒 -) (電話番号 - -) (名 称)(フリガナ)
上記場所を納税地とすることを便宜とする事情		
納税地特例承認により納税地でなくなる出入国港	所 在 地	名 称
参 考 事 項		
※ 上記の申請について、 年 月 日を適用日として、国際観光旅客税法第13条第1項ただし書の規定による承認をします。 ____年__月__日 税関長 _____ 印		

税関提出用(2通提出)

- 注意 1 この申請書は、2通提出してください。
 2 この用紙の欄に記載しきれないときは、適宜別紙に記載してください。
 3 ※欄は、記載しないでください。


改正後

改正前

(削除)

別紙様式 7

国際観光旅客税納税地特例不適用届出書

	
年 月 日 届 出 者 税関長殿	(住所又は居所) (〒 -) (電話番号 - -) (氏名又は名称及び代表者氏名) (フリガナ)
	(納税管理人) (電話番号 - -)
	下記のとおりに国際観光旅客税法施行令第6条第4項の規定により届出します。
納税地として承認を受けている場所	(所在地)
承認年月日及び承認番号	年 月 日
不適用年月日	年 月 日
納税地特例の適用を受ける必要がなくなった理由	
参 考 事 項	

税関提出用

※税関整理欄	整理番号		通信日付印	年 月 日	確認	入力
--------	------	--	-------	-------	----	----

注意 ※欄は、記載しないでください。

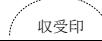
改正後

改正前

(削除)

別紙様式 8

国際観光旅客税過誤納額還付請求書

 收受印				
年 月 日 税関長殿	還 付 請 求 者	(住所又は居所) (〒 -)		
		(電話番号 - -)		
		(氏名又は名称及び代表者氏名)		
		(納税管理人)		
		(電話番号 - -)		
次のとおり国際観光旅客税の過誤納額の還付を請求します。				
還付を受けようとする過誤納額	納付年月日及び納付金額			
	円	納付年月日	納付月分	納付金額
	円	年 月 日	年 月分	円
過誤納となった理由		還と付する受金 融 機 関	(銀行等への振込) 銀 行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所 預金 口座番号	
			(ゆうちょ銀行の貯金口座への振込) 貯金口座の 記号番号	
			(郵便局等の窓口受取り)	
参考事項				
※税関整理欄	整理番号	通信日付印	年 月 日	確認 入力

税関提出用

注意 1 過誤納が生じた事実を記載した帳簿書類の写しを添付してください。
 2 ※欄は、記載しないでください。

改正後

改正前

(削除)

別紙様式10

国際旅客運送事業開始・休止・廃止届出書

(受付印)				税関提出用
年 月 日	届 出 者	(住所又は居所)(〒 - -)		
		(電話番号 - - -)		
税関長殿		(氏名又は名称及び代表者氏名)(フリガナ)		
		(納税管理人)		
		(電話番号 - - -)		
下記のとおり国際観光旅客税法第20条第__項の規定により届出します。				
納 税 地				
開 始 の 年 月 日	(国際旅客運送事業を開始した日又はその開始予定日)		(国内事業者が国内に事務所等を有しないこととなった日)	
	年 月 日		年 月 日	
休 止、廃 止 の 年 月 日・ 期 間	(休止期間)		(廃止年月日)	
	年 月 日 年 月 日		年 月 日 <input type="checkbox"/> 国際旅客運送事業の廃止 <input type="checkbox"/> 国内に事務所等を有することとなった	
休 止、廃 止 の 理 由				
国際旅客運 送事業にお いて使用す る出入国港	所在地	名称	※書きさ れない場 合には、 適宜別紙 を使用	
参 考 事 項	(国内に有していた事務所等の所在地及び名称)			
※税関整理欄	整理番号	通信日付印	年 月 日	確認 入力

- 注意 1 不要の文字は二重線で、不要の欄は斜線で抹消してください。
- 2 「開始届出書」として提出する場合には、「国際旅客運送事業を開始した日又はその開始予定日」欄又は「国内事業者が国内に事務所等を有しないこととなった日」欄の該当するいずれかにその日付を記載してください。
- 3 「国内事業者が国内に事務所等を有しないこととなった日」欄に日付を記載した場合には、参考事項欄に「国内に有していた事務所等の所在地及び名称」を記載してください。
- 4 ※欄は、記載しないでください。

改正後

改正前

(削除)

別紙様式11

国際旅客運送事業に係る異動届出書

(受付印)			
届 出 者	年 月 日	(住所又は居所)(〒 -)	税 関 提 出 用
		(電話番号 - -)	
		(氏名又は名称及び代表者氏名)(フリガナ)	
税関長殿		(納税管理人)	
		(電話番号 - -)	
納 税 地			
(開始届出年月日)	年 月 日	(異動の生じた日)	年 月 日
下記のとおり異動がありましたので、国際観光旅客税法第20条第3項の規定により届出します。			
異 動 事 項	異 動 前	異 動 後	
参 考 事 項			

※税関整理欄	整理番号	通信日付印	年 月 日	確認	入力
--------	------	-------	-------	----	----

- 注意 1 この届出書は、氏名又は名称、代表者氏名、国際旅客運送事業を行う出入国港に異動があったときに提出してください。
- 2 異動事項に係る欄について書ききれない場合には、適宜別紙を使用してください。
- 3 ※欄は、記載しないでください。

改正後

改正前

(削除)

別紙様式12

国際旅客運送事業の承継の届出書

收受印

年 月 日 届 出 者 税関長殿	(住所又は居所)(〒 -)		
	(電話番号 - -)		
	(氏名又は名称及び代表者氏名) (フリガナ)		
	(納税管理人) (電話番号 - -)		
下記のとおり、相続（法人の合併）により、国際旅客運送事業を承継しましたので、 国際観光旅客税法第20条第 項の規定により届出します。			
被相続人	(住所)(〒 -)	(氏名) (フリガナ)	(続柄)
(被相続人がした国際旅客運送事業の開始年月日) 年 月 日		(相続開始年月日) 年 月 日	
被合併法人	(住所)(〒 -)	(名称) (フリガナ)	
(被合併法人がした国際旅客運送事業の開始年月日) 年 月 日		(合併登記年月日) 年 月 日	
摘 要			

税関提出用

※税関整理欄	整理番号	通信日付印	年 月 日	確認	入力
--------	------	-------	-------	----	----

- 注意 1 不要の文字は二重線で、不要の欄は斜線で抹消してください。
 2 承継の事実を証する書類を添付してください。
 3 ※欄は、記載しないでください。

改正後

改正前

(削除)

別紙様式13

国際観光旅客税納税管理人届出書

年 月 日

税 関 長 殿: _____

届 出 者

住所又は居所: _____

電話番号: _____

氏名又は名称: _____

代表者氏名(法人の場合): _____

下記のとおり、国際観光旅客税納税管理人を定めたので、国税通則法第117条第2項の規定により、届出します。

国際観光 旅客税 納税管理人	住所又は居所 (法人の場合) 本店又は主たる事務所の所在地	(フリガナ) _____) (〒 -) (電話番号: - -)
	氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ) _____)
	届出者との続柄(関係)	
	職業又は事業内容	
国際観光旅客税納税管理人を定めた理由		
参 考 事 項		

※税関記入欄	※受理番号	※受理年月日

- 注意 1 届出者欄及び国際観光旅客税納税管理人欄には、住所又は居所及び氏名を記載してください(法人においては、法人の所在地及び名称並びにその代表者の氏名を記載してください。)。
 2 この届出書は2通提出してください。
 3 ※欄は、記載しないでください。

改正後

改正前

(削除)

別紙様式14

国際観光旅客税管理人解任届出書

_____年 月 日

税関長 殿: _____

届出者

住所又は居所: _____

電話番号: _____

氏名又は名称: _____

代表者氏名(法人の場合): _____

下記のとおり、国際観光旅客税納税管理人を解任したので、国税通則法第117条第2項の規定により、届出します。

解任した 国際観光 旅客税 納税管理人	届出書受理番号	(フリガナ)
	住所又は居所 (法人の場合) 本店又は主たる事務所の所在地	(〒 -) (電話番号: - -)
	氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ)
	届出者との続柄(関係)	
	職業又は事業内容	
国際観光旅客税納税管理人を解任した理由		
参 考 事 項		

※税関記入欄	※受理番号	※受理年月日

- 注意 1 届出者欄及び解任した国際観光旅客税納税管理人欄には、住所又は居所及び氏名を記載してください
(法人においては、法人の所在地及び名称並びにその代表者の氏名を記載してください。)
2 この届出書は2通提出してください。
3 ※欄は、記載しないでください。

改正後

別紙様式 1

免税カード
(表)

免税カード(※注1)	第	号(※注2)
〇〇年×月△日まで有効	〇国際観光旅客税	
(公 館 名)		
(官 職 名)		
(氏 名)		
	省 印	写 真
年 月 日 外務省発行		

※注1 大使館、総領事館、領事館、国際機関の区別を記入する。

※注2 規格等 材質：プラスチック、色：浅葱色又は淡クリーム色

(裏)

〔備考〕	
○揮発油、四輪自動車、二輪自動車（原付自転車を含む。）、 電気、ガス、電話、水道を除く。	
○帰国の際には本カードを必ず返却のこと。	
〔 本カードを拾得した方は外務省儀典外国公館室 東京都千代田区霞が関2-2-1へ連絡願います。 〕	
所持人署名 Signature of the bearer	

改正前

別紙様式 15

免税カード
(表)

免税カード(※注1)	第	号(※注2)
〇〇年×月△日まで有効	〇国際観光旅客税	
(公 館 名)		
(官 職 名)		
(氏 名)		
	省 印	写 真
年 月 日 外務省発行		

※注1 大使館、総領事館、領事館、国際機関の区別を記入する。

※注2 規格等 材質：プラスチック、色：浅葱色又は淡クリーム色

(裏)

〔備考〕	
○揮発油、四輪自動車、二輪自動車（原付自転車を含む。）、 電気、ガス、電話、水道を除く。	
○帰国の際には本カードを必ず返却のこと。	
〔 本カードを拾得した方は外務省儀典外国公館室 東京都千代田区霞が関2-2-1へ連絡願います。 〕	
所持人署名 Signature of the bearer	

改正後

別紙様式2

Certificate of International Tourist Tax Exemption for Missions*1
外国公館等用国際観光旅客税免税出国表

Date of Contract Year Month Day
運送契約締結年月日 年 月 日

搭乗者に関する事項(搭乗者及び外国公館等の責任者にて記入)
Details of Passenger(s) (To be filled out by the passenger and authorized officer of the Mission)

Name of Mission 所属外国公館等名称
Address of Mission 所属外国公館等住所
Tax Exemption Card Number 免税カード番号
Name of Passenger(s), title in the mission or one's relationship to the member of the mission (in case he/she is a family member) 搭乗者氏名, 役職又は続柄(家族の場合) 1 2 3
Purpose of Departure*2, Departure Date 出国目的*2・出国日
Destination 渡航地
Flight No./Vessel Name 便名/船舶名称
Departure Port 出国港
Signature of Authorized Officer of the Mission 外国公館等責任者 署名

*1 "Missions" means Diplomatic Missions, Consular posts and International Organizations in Japan.

「外国公館等」は駐日大使館、領事館及び国際機関を意味する

*2 Only official travel based on the instruction of headquarter office of sending state or the head of the mission (e.g. participation in international conference) is eligible for tax exemption.

免税対象となるのは、本省若しくは公館長の指示により行われる公的な旅行のみ(例:国際会議への参加)

○ 本表は、大使館員等(搭乗者)の日本からの出国について、租税特別措置法第90条の16第1項に規定する国際観光旅客税の免税の適用を受けるために必要な書類です。

本表の提出を受けた国際旅客運送事業者等は、本件出国に係る運送契約の締結に際し、以下の2点について確認してください。

- 航空券/乗船券購入者に対し、外務省が発行する大使館員等(及びその家族)(搭乗者)の身分証明書又はその写しの提示を求め、氏名、所属公館その他の記載事項を照合し搭乗者が大使館員等(及びその家族)であることを確認してください。
* 身分証明書を所持しない家族から免税申請がなされる場合には、外国政府から発給された旅券若しくは権限のある国際機関の発行した旅券又はその写しの提示を求め、大使館員等の家族であることを確認してください。
- 航空券/乗船券購入者に対し、外務省が発行する免税カードの提示を求め、国際観光旅客税の免税対象の外国公館に所属する大使館員等であることを確認してください。

上記1及び2について確認できた場合には、大使館員等(搭乗者)の出国に係る国際観光旅客税が免税となり、国際旅客運送事業者等は、本税を徴収する(預かる)必要がありません。

○ 本表の原本は、運送契約を締結した国際観光旅客税法第2条第1項第4号に規定する国際旅客運送事業を営む者(航空会社又は船舶会社)が、大使館員等(搭乗者)の出国の日の属する月の翌々月末日の翌日から7年間保存してください。

改正前

別添様式16

Certificate of International Tourist Tax Exemption for Missions*1
外国公館等用国際観光旅客税免税出国表

Date of Contract Year Month Day
運送契約締結年月日 年 月 日

搭乗者に関する事項(搭乗者及び外国公館等の責任者にて記入)
Details of Passenger(s) (To be filled out by the passenger and authorized officer of the Mission)

Name of Mission 所属外国公館等名称
Address of Mission 所属外国公館等住所
Tax Exemption Card Number 免税カード番号
Name of Passenger(s), title in the mission or one's relationship to the member of the mission (in case he/she is a family member) 搭乗者氏名, 役職又は続柄(家族の場合) 1 2 3
Purpose of Departure*2, Departure Date 出国目的*2・出国日
Destination 渡航地
Flight No./Vessel Name 便名/船舶名称
Departure Port 出国港
Signature of Authorized Officer of the Mission 外国公館等責任者 署名

*1 "Missions" means Diplomatic Missions, Consular posts and International Organizations in Japan.

「外国公館等」は駐日大使館、領事館及び国際機関を意味する

*2 Only official travel based on the instruction of headquarter office of sending state or the head of the mission (e.g. participation in international conference) is eligible for tax exemption.

免税対象となるのは、本省若しくは公館長の指示により行われる公的な旅行のみ(例:国際会議への参加)

○ 本表は、大使館員等(搭乗者)の日本からの出国について、租税特別措置法第90条の16第1項に規定する国際観光旅客税の免税の適用を受けるために必要な書類です。

本表の提出を受けた国際旅客運送事業者等は、本件出国に係る運送契約の締結に際し、以下の2点について確認してください。

- 航空券/乗船券購入者に対し、外務省が発行する大使館員等(及びその家族)(搭乗者)の身分証明書又はその写しの提示を求め、氏名、所属公館その他の記載事項を照合し搭乗者が大使館員等(及びその家族)であることを確認してください。
* 身分証明書を所持しない家族から免税申請がなされる場合には、外国政府から発給された旅券若しくは権限のある国際機関の発行した旅券又はその写しの提示を求め、大使館員等の家族であることを確認してください。
- 航空券/乗船券購入者に対し、外務省が発行する免税カードの提示を求め、国際観光旅客税の免税対象の外国公館に所属する大使館員等であることを確認してください。

上記1及び2について確認できた場合には、大使館員等(搭乗者)の出国に係る国際観光旅客税が免税となり、国際旅客運送事業者等は、本税を徴収する(預かる)必要がありません。

○ 本表の原本は、運送契約を締結した国際観光旅客税法第2条第1項第4号に規定する国際旅客運送事業を営む者(航空会社又は船舶会社)が、大使館員等(搭乗者)の出国の日の属する月の翌々月末日の翌日から7年間保存してください。

改 正 後	改 正 前
<p>別紙様式 3 国際観光旅客税免税に関する国賓等証明書 (CERTIFICATE FOR STATE GUEST FOR INTERNATIONAL TOURIST TAX EXEMPTION)</p> <p>日本外務省（在 日本大使館）は、下記 1 の者が下記 2～5 の旅程で日本から出国するに当たり、国際観光旅客税法に基づく国際観光旅客税の免税対象国賓等に該当することを証明する。</p> <p>The Ministry of Foreign Affairs of Japan (The Embassy of Japan in) certifies that the person(s) below is (are), as far as he/she (they) leave(s) Japan with the itinerary described below 2-5, considered as a State Guest or equivalent referred to in the International Tourist Tax Act, and therefore, eligible for exemption from the International Tourist Tax.</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(駐 日本外務省儀典総括官 日本国特命全権大使)</p> <p style="text-align: right;">公印 Month/Day, Year</p> <p style="text-align: right;"><u>Deputy Chief of Protocol</u>, Ministry of Foreign Affairs of Japan <u>(Ambassador Extraordinary and Plenipotentiary of Japan to○○)</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">国賓等に関する事項 (Details of the Guest)</p> <p>1 国賓等氏名、役職又は続柄（国賓の家族の場合） (Name of the Guest(s), title(s), his/her relationship to the guest (in case he/she is a family member of the guest,))</p> <p>(1) (2) (3)</p> <p>2 日本を出国する年月日 (Departure date from Japan)</p> <p>3 日本から出国する航空機便名／船舶名称 (Departure flight No. / Vessel name)</p> <p>4 日本から出国する港名 (Departure port)</p> <p>5 運送契約締結日 (Date of contract)</p>	<p>別紙様式 17 国際観光旅客税免税に関する国賓等証明書 (CERTIFICATE FOR STATE GUEST FOR INTERNATIONAL TOURIST TAX EXEMPTION)</p> <p>日本外務省（在 日本大使館）は、下記 1 の者が下記 2～5 の旅程で日本から出国するに当たり、国際観光旅客税法に基づく国際観光旅客税の免税対象国賓等に該当することを証明する。</p> <p>The Ministry of Foreign Affairs of Japan (The Embassy of Japan in) certifies that the person(s) below is (are), as far as he/she (they) leave(s) Japan with the itinerary described below 2-5, considered as a State Guest or equivalent referred to in the International Tourist Tax Act, and therefore, eligible for exemption from the International Tourist Tax.</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(駐 日本外務省儀典総括官 日本国特命全権大使)</p> <p style="text-align: right;">公印 Month/Day, Year</p> <p style="text-align: right;"><u>Assistant Chief of Protocol / Director of Protocol Office</u>, Ministry of Foreign Affairs of Japan Ambassador Extraordinary and Plenipotentiary of Japan to○○</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">国賓等に関する事項 (Details of the Guest)</p> <p>1 国賓等氏名、役職又は続柄（国賓の家族の場合） (Name of the Guest(s), title(s), his/her relationship to the guest (in case he/she is a family member of the guest,))</p> <p>(1) (2) (3)</p> <p>2 日本を出国する年月日 (Departure date from Japan)</p> <p>3 日本から出国する航空機便名／船舶名称 (Departure flight No. / Vessel name)</p> <p>4 日本から出国する港名 (Departure port)</p> <p>5 運送契約締結日 (Date of contract)</p>